

平成 17 年 9 月 6 日

各 位

株式会社ブロードバンドタワー
 代表取締役社長 大和田 廣樹
 (コード番号: 3776)
 (連絡先) 取締役経営企画室室長 佐藤康夫
 03 - 6214 - 5820 (代)

【訂正】「ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 17 年 8 月 24 日に発表いたしました「ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」につきまして、誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

記

2. 新株予約権発行の要領 (下線部が訂正箇所です。)

訂正前(平成 17 年 8 月 24 日発表分)	訂正後
<p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数 当社普通株式 200 株を総株式数の上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割および時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使による場合を除く) 次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>調整前行使価額は、(5) 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味する。</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>	<p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数 当社普通株式 200 株を総株数の上限とする。 <u>なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。</u></p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が本新株予約権の時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く) 次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>調整前行使価額は、(5) 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味する。</p> <p>上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>
<p>(3) 発行する新株予約権の総数 200 個を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式 1 株とする。ただし、<u>当社が株式分割を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行うものとする。</u></p>	<p>(3) 発行する新株予約権の総数 200 個を上限とする。 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式 1 株とする。ただし、<u>上記(2)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、上記(2)と同様の調整を行うものとする。</u></p>

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額とする。

なお、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するときは（新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が本新株予約権の時価を下回る価額で新株を発行しまたは自己株式を処分するときは（新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

以上